

## 学校感染症の取り扱いについて

以下の感染症に罹患した場合、学校保健安全法（第 19 条）に基づき出席停止の扱いとなります。感染症の疑いのある場合は、必ず医師の診断を受けてください。また、感染症の診断を受けて学校を休む場合は、「治癒証明書」を作成し、担任まで提出をしてください。なお、回復後は医師の登校許可をいただいてから、登校してください。

治癒証明書は、本校の Web サイトよりダウンロードできます（保健室でもお渡ししています）。医師、または保護者の方が記入して、担任へ提出してください（保護者による捺印を忘れずをお願いいたします）。

### 学校感染症とその出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る）、及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザ A ウイルスであって、その血清亜型が H 5 N 1 であるものに限る）	治癒するまで (感染症の予防、及び感染症の患者に対する法律に基づく)
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	解熱した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで ※
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ※
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで ※
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ※
	風疹（3 日はしか）	発疹が消失するまで ※
	水痘（水ぼうそう）	すべての発心が痂皮化するまで ※
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで ※
結核	伝染の恐れがないと認められるまで	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸チフス及びパラチフス、コレラ、細菌性赤痢、その他感染症（マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑（りんご病）、手足口病、ヘルパンギーナ など	伝染の恐れがないと認められるまで（伝染病のうち、学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの）

※ ただし、症状により学校医その他の医師において、その伝染病の予防上、支障がないと認められたときはこの限りではない。